

## 危機管理課契約業者等選定委員会要綱

### (趣 旨)

第1条 危機管理課において執行する業務の契約にあたり、当該契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、課内に危機管理課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任 務)

第2条 委員会は、契約の相手方となる業者の選定等に関して必要な事項を審査する。  
2 前項の審査は、課内事務担当者の内申に基づいて行う。

### (組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 危機管理課長

副委員長 調整幹

委員 危機対策幹、総務を担当する主幹

2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (招 集)

第4条 委員会は、必要があるときに委員長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

### (秘密の保持)

第6条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、危機管理課調整担当に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。